

総務委員会会議録

平成23年6月3日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 11:12

案件

1. 所管事務の調査について
- (1) 企画調整部
- (2) 総務部
- (3) 財務部

報告事項

1. 平成22年度コミュニティバスの運行状況について (総合政策課)
2. 飯塚市人権教育・啓発実施計画について (人権同和政策課)
3. 飯塚市中心市街地活性化基本計画(案)について (中心市街地活性化推進課)
4. 東日本大震災に係る飯塚市の支援状況等について (総務課)
5. 市県民税変更決定処分取消請求事件について (課税課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。所管事務の調査についてを議題といたします。所管事務調査に係る資料については、事前に配付をさせていただいておりますので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。それでは質疑に移ります。調査における質疑は、部ごとに区切って行います。初めに企画調整部について質疑を許します。質疑はございませんか。

宮嶋委員

まず鯉田工業団地取り付け道路、黒岩堤田線っていうんですかね。これのいまの進捗状況とどうか、そこをお尋ねします。

委員長

進捗状況ですね、現状だけ答えられる分でもいいですか。

宮嶋委員

はい。

総合政策課長

工事につきましては、入札がいま完了したところでございます。

宮嶋委員

全線ではなくて一部ということですか。ちょっとその辺詳しく教えてください。

総合政策課長

1工区の入札が終わったということでございます。

宮嶋委員

取り付け道路の半分程度ということですか、それとも半分の半分ですかね。

都市建設部長

黒岩線につきましては、工事は約2億円ぐらいの予定をしておりますけれども、今年度の事業については1工区、2工区ということで発注をしたいというふうに考えておりますが、1工区の分を発注して業者が決まったばかりです。今年度と来年度がありますので、まだ事業費からいきますと3分の1から4分の1程度の事業費の発注というふうにご理解していただければと

思います。

宮嶋委員

だいたい総工費が2億円ぐらいで、その3分の1から4分の1を今回、助成金の申請を行うと、その工事の分の申請を行うということでもいいですかね。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

括弧4の定住化促進に関するという欄の定住化計画というものの素案が昨年つくられたということですけど、だいたいこれの中身というか、どういったものかというのをちょっと教えてください。

総合政策課長

定住化促進計画につきましては、内部組織でございます定住化促進検討委員会、これを設置いたしまして計画の背景、計画の目的、人口の推移等、そういうものを分析いたしまして、本市におきます定住化促進を図るための施策についてその中に掲載をしておるところでございます。

宮嶋委員

定住化ということの意味はわかりますけど、具体的にどういったことを、素案ですから決まったことはないと思いますが、どういった方面のことを考えてあるのか教えていただけますか。

総合政策課長

定住化促進施策の概要といたしまして、例えば居住支援といたしまして、マイホームを建てられた方の取得奨励金、あるいは転入してこられた方に対します家賃の助成金、そのほか多々定住につながるような施策を網羅しております。

委員長

他にありませんか。

田中博文委員

いまの総合政策課長の定住化促進についてと、中心市街地活性化推進課の括弧3の8番目に街なか定住促進事業というのも同じような定住促進だと思うんですけども、この兼ね合いはどういうふうになるのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

いま総合政策課のほうで答弁しております定住促進策と連携を図りながらつくり上げてきたというふうに思っております。いま現在、まち中での定住促進支援といたしまして、国の補助事業を使った事業あたりで整備された建物に対して、住宅を購入されたり賃貸で入居されたりといった方々に対する補助をいま検討しているような状況でございます。

田中博文委員

いま言われた答弁と総合政策課が言われた課長の中と1つの基本的な考えってのはどこになるんですかね。まち中に集める分と、総合政策のほうは全体を考えて定住人口の計画と。以前ありましたけど、筑穂町あたり、福岡に近いところでベットタウンという形と、まちのど真ん中にそんなものをつくるという中心商店街と、基本的な考え方というのはどこにあるのかを教えてください。

総合政策課長

いま申しました定住化促進計画は市全体ということにはしておりますが、やはり今からちょっとですね、いま素案の段階でございますので重点地区をやっぱり考えていかなきゃいけないかと。今まで議会のほうでも申し上げましたが、旧筑穂の大分地区あたりに対する定住化計画なりをですね、全体ももちろん考えなきゃいけないんですが、重点地区についても今後検討していく必要があるんじゃないかなと思うっております。その重点地区の1つが中活の地域になるのかなと。今から整合性については図っていきいたいというふうには考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

コミュニティバスのことですが、平成21年、22年と今年が3年目ということで一応実証運行が今年度で終わるといふふうに言われております。資料もちょっといま出ているようですが、この2年間の経過、利用者数とかそういうものを教えてください。

委員長

報告があるので、そのときにしていただければ。報告の中で質疑を受けますので。

暫時休憩します。

休 憩 10:04

再 開 10:04

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

永末委員

基本的な質問になるかもしれないんですけども、中心市街地活性化事業についての質問なんですけど、8ページの括弧3のところなんですけど、具体的に1から9までの主な活性化事業という形で挙がっていますけども、簡単でいいんですけど説明していただければ助かります。よろしくお願いいいたします。

中心市街地活性化推進課長

現在、12のハード事業と30のソフト事業を基本計画のほうに盛り込んでいきたいというふうにご検討されておりまして、本日は報告事項といたしまして、活性化基本計画の素案を報告するようにいたしております。できればその中で、少し説明させていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

委員長

いいですか。他にありませんか。

宮嶋委員

指定管理者制度で今年3施設が選定の対象になるということですが、その施設を3つを教えてください。

総合政策課長

平成23年度の選定施設につきましては、文化会館、市民交流プラザ、それと穂波福祉総合センターの3件でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

人権同和政策課、いま集会所納骨堂の新築移転や改修等ということが出ていますが、今年度実施されるものが具体的にありますか。

人権同和政策課長

幸袋西町集会所を新しく新築・移転するように計画いたしております。

宮嶋委員

新築・移転ということは、何かこれは移転される理由があるわけですね。

人権同和政策課長

経年劣化によります老朽化、それから敷地の地盤が悪いことも原因の1つになっておりますが、老朽化が原因でございます。

委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

永末委員

総合政策課の自治基本条例に関することなんですけども、だいたいいつごろまでに制定するご予定になっているのでしょうか。

総合政策課長

自治基本条例に関することにつきましては、昨年度、2回ほど住民の方々を対象に2回の学習会を開催いたしましたところでございます。ただ結果といたしまして、条例の認知度がまだまだ低い状況にありまして、参加者も両方とも100名を切った状況でございます。今後、内部の検討委員会を設置いたしまして、条例の勉強会をまず内部で行いまして、それから住民への周知の方法等について研究を行ってまいりたいと思っておりますので、現時点ではいつまでということは明確にはすることができていない状況でございます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

次に、総務部について質疑をお願いいたしますが、委員の皆さんにお願いです。ページ数と番号数を言っていただくと、執行部のほうはたぶんすぐわかりますけど、委員さんのほうがスムーズに進むと思いますので、お願いいたします。では総務部について質疑を受けますが、質疑はありませんか。

宮嶋委員

1ページ、2の2ですね。防災について総合防災訓練を隔年で実施となっておりますが、その隔年にことしが当たるのかどうか。これは毎年するのはなかなか難しいのでしょうか、ちょっとその辺を聞きたいんですが。

総務課長

平成23年度は実施年度ではございません。偶数年に実施しております。それと飯消連の別の総合訓練がございますので、それと隔年で実施しております関係で、訓練としては継続しておりますけども、隔年で双方を行っております。

宮嶋委員

その続きなんですが、風水害の初動対応にあたる職員防災訓練は、いつ、どのような形で行われているのか。もう今年も行われたんでしょうか。

総務課長

例年、出水期前に予定しておりますけども、今年度は6月9日に18時から開始する予定をしております。

宮嶋委員

参加される職員の方はどのくらいの規模で、どういった訓練をされるのか。

総務課長

職員数は50名程度になると思いますけど、ある程度の条件を、平成15年、平成21年、平成22年の過去の災害の状況を把握した上で、その状況で新たな状況を設定しまして、その状況を職員には知らせないんですけども、一定のところから情報を与えた中で、それに対してどう対応するかという訓練を図上でございますけれども毎年実施しております。

宮嶋委員

3の防災センターについてですが、防災センターが常時、普通の日にどういう活動をされてあるのか。災害時にどういう活動をされてあるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

総務課長

基本的には防災センターは庁舎の一施設でございますので、基本的によくいま現在使われていますのが、小学校、中学校、学生さんの見学施設体験ですね、それとか各種の地域防災に関わります各種団体さんが体験のために利用してあるというケースがほとんどでございます。災害時につきましては、1拠点となりますので、今回の9日の訓練でもしかりですけれども、即

職員を配置しまして消防団の詰め所というような形で拠点になっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

明石委員

人事的なことで、特に支所に関して質問をさせていただきます。今後、この支所に対する動きというのはどういうふうになるのか。いま支所では課長級が支所長ということになっていますけども、非常に話が通じないということが多いもんで、失礼しました、最後のほうの支所のことですね、ページは。そういうところをちょっとお伺いしておきたいなと思っております。

委員長

明石委員、今後の支所の機能について、どういうふうを考えてあるかということでもいいですか。

明石委員

はい。

行財政改革推進室主幹

平成18年に合併いたしまして、5年目になっておりますけれども、これまで支所本庁含めて組織体制の見直しをいたしております。支所につきましては、今年度4課から3課という形でしておりますけれども、今後の支所につきましては、本庁支所ともに毎年ヒアリングを行っております。4月から5月にかけて、もう既に終わったわけでございますけれども、その中で課題・問題点を洗い出しをしておるところでございます。今年度、見直しを行った分につきましては、昨年いろんな問題の中で支所本庁の事務事業、こういうものを役割分担を見直しながらやったわけでございます。平成24年度以降につきましては、いま言いましたヒアリング等を踏まえまして本庁支所の業務の役割分担を見直しながら、今後の体制については検討していく予定にいたしております。

明石委員

縮小とかそういうのは考えていないということでもいいんですか。

行財政改革推進室主幹

平成24年度以降につきましては、いま言いましたように、事務量というのが全体的にありますので、その事務事業、こういうものの見直しをした中では縮小等も含めて全体的に検討していきたいと。思っております。

明石委員

こういう質問したのは実は、先ほど言われました18年度に合併して5年がたちます。その中で支所に行っているいろんな話をしても通じないという言葉がすごく多いんです。私は合併前はこういう考えを持って、一人ぐらいえらいと言ったら悪いですけど、部長級か、前の助役さんあたりを残しておくべきではないかと、こう考えていたわけなんです。いま縮小もありうるということであれば、なおさら支所である程度の権限を持った人、もしくはそれを受けて、いろんな問題を受けて本庁の部長さんあたりと対等に話ができる役を1つ置くべきではないかと考えているんですけど、これはあくまでも皆さんの意見を聞いて、そういう方法がいいのではないかとすることができるかどうか、今後検討をお願いしたいと思っております。

委員長

明石委員、要望としてよろしいですか。

明石委員

具体的に話ができれば一番いいんですが。

委員長

答弁できますか。

行財政改革推進室主幹

いま言われました、そういうクラスのこととおっしゃって、ご要望・ご質問をいただいておりますけども、支所の業務は本庁のすべての課にまたがっております。これまでも、いろいろと本庁支所との関係が、私どもいろいろ中に入ってお話を聞きながら進めてきたわけでございますけども、現在も本庁の各部長につながっております、支所の課長がですね。当然、担当課のほうにもつながっております。部長のほうとは各支所の課長は担当業務については、常々いろんな意見交換、協議を進めてきておりますので、そういった中でそういうものをもっと強化して、意思疎通が十分できていくように、業務がその面で進むようにいまのところは考えているところでございます。

明石委員

お話はよくわかっております、逆に私たちは。ただやっぱり市民のほうの声が届かないということをおいま僕は申し上げたいわけですね。ぜひ、例えば小さな問題でもすぐに返事が返ってくるようなシステムをつくり上げてほしいと考えておりますので、そこんところよろしく願いいたします。

宮嶋委員

いまの支所の話とも関連するんですが、さっきの防災のことで災害の警戒本部、何か1段階、2段階とかあって、配備体制とかいうのがあるというふうに聞いておりますが、支所によっては対策本部を立ち上げて10名、35名、50名でしたかね、こういう体制が支所だけではとれない支所もあるんじゃないかなと思います、その辺は居住されている本庁の職員の方とか、そういう人員配置の仕方というのはきちっと決まっているんですか。

総務課長

いま質問者言われますとおり、支所の職員等では対応できかねるという現状がございますので、段階に応じて本庁配置の職員を増員するというような形でのシステムは組んでおります。

宮嶋委員

合併してからやはり範囲が広がったことで、市民からどこの場所ってというふうに言われても、その場所がなかなか職員の方が特定できないというようなことが過去にも、小さな地名を言われたりするもんですから、わかりづらいとかいうことがあったから、そういう配置につかれる職員の方は日常から支所勤務じゃなくても、地域の中の様子ができるように、ぜひそういうふうにして、災害のとき、特に市民の方は適切に場所をこういうとこだというのがなかなか電話で伝えられないとかいうことがありますので、ぜひその辺大変でしょうけどやっていたきたいというふうに要望をしておきます。続けていいですか。

委員長

どうぞ。

宮嶋委員

先だって本庁舎の建て替え、建て替えはどっかに書いてありましたよね、についてちょっと新聞のほうに記事が載っておりましたが、現在本庁舎建て替えについてどのような検討がされているのか教えてください。

総務課長

ご存じのとおり、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画の中では今年度、23年度中に建て替えもしくは改修等の方向性を出すというような答申、結論が出ております。その中で、今年度中にその方針を決定するというこのために、現在、近々のうちにですけど、市民の方々によります附属機関等を設置しまして、先例市等を参考にいたして、その方針を決定する機関を設置する方向でちょっと現在準備を進めております。状況によっては、会期中に議会のほうにご相談させていただくことになるかもしれませんので、現状でお答えできるのはその段階でございます。

宮嶋委員

そういう検討をしていく機関をつくるということですが、何かそういうのいつもメンバー見ますと、いつも同じようなメンバーの方になっているんで、ぜひ市民公募もしていただいて、本当に利用される方、市民の皆さんの声をきちっと反映できるようにしていただきたいというのと、やっぱり難しいアンケートだったらちょっと大変でしょうけど、市民の意見を聞くということではアンケート調査とか、そういうのもぜひ工夫していただいて、どういう形になるかわかりませんが、建て替えがいいのか、悪いのか、その辺も私もまだ考えておりませんが、ぜひそういう市民の声をきちっと反映できるような会にしていきたいし、そういうシステムをつくっていただきたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

田中博文委員

いまの宮嶋委員の質問で庁舎の件ですけど、先日、某新聞社に市長のコメント等が載ってありましたけど、あれは実際どうなんですかね。確認させていただいてよろしいでしょうか。

総務部長

西日本新聞さんほうに、はっきりこの庁舎が建て替えの方針が決まったような表現がございまして、これについては新聞社のほうに抗議を申し上げまして、あと間違いであるということをきちっと説明をさせていただきましたし、私もその場におりました。いろんな話の中でケースを市長も話されましたけれども、方針が決定したなんていうことはございまして、私のほうもきちんと一からこの実施計画に基づき検討するんだと、平成23年度中に方向性を一から決めるんだということで説明をさせていただいたところでございます。

委員長

他にありませんか。

永末委員

総務課のほうにご質問します。浸水対策のことなんですけども、総務課1ページの右の中段のほうですけども、浸水対策基本計画と浸水対策事業を整備していくこととしているとなってますけども、その進捗状況のほうをお聞きしたいと思います。

総務課長

計画そのものが合併特例債期間中の平成27年度までの短期と、平成32年までの中期、及び平成33年度までの長期という形で計画自体を三分割しておりますと同時に、中身としましてはソフト事業及び施設等のハード事業と二本立てで経営計画をしております。現在のところ、策定そのものが平成23年の1月に策定しまして、平成23年度以降に実施するものについては当然ながら予算を計上しておりますし、現在のところまだ手がけたばかりですので、どの程度という表現はできませんけれども、計画どおりの予算を計上させていただきまして、今後もこの計画に沿って事業を進めていく予定でございます。

永末委員

梅雨時期に入りまして、私の地元の庄内地区でもかなりそういったゲリラ豪雨に対する心配の声が上がっていますので、どうぞよろしくお願いします。

宮嶋委員

さっきですね、庁舎建て替えにぜひ市民公募というか、そういう検討委員会に入れてほしいというふうなことを要望しますで終わったんですが、検討していただけるかどうかご返事をちょっといただけないでしょうか。

総務課長

当然ながら昨年の6月に附属機関の設置に関する指針を市として出しております。その中で、基本的には中身としましては20%程度の公募委員というような指針がありますので、当然ながら一定の公募委員を公募した上で機関の設置を考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、財務部について質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。おはかりいたします。「所管事務の調査について」は調査終了といたしたいと思います、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「所管事務の調査について」は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「平成22年度コミュニティバスの運行状況について」報告を求めます。

総合政策課

平成22年度コミュニティバスの運行状況についてご報告いたします。平成21年4月より全市的に運行を開始いたしましたコミュニティバスにつきまして、22年度の乗車人員等の集約ができましたので、ご報告するものでございます。配布しております資料によりご説明いたします。

本コミュニティバスは平成21年度は11路線、1日61便の運行を行っていましたが、平成22年度は2路線増加いたしまして全13路線、1日68便の運行を行っております。配布しております資料には、上段のグラフと表で乗車人員数を、また下段のグラフと表で運賃収入を表しております。どちらも平成21年度と平成22年度を併記いたしております。年間合計乗車人員数につきましては、平成21年度の7万7933人に対しまして、22年度は9万4544人と1万6611人、21.3%の増加となっております。また運賃収入状況につきましては、平成21年度の693万6330円に対し、22年度は807万1900円と113万5千円570円、率にいたしまして16.4%の増加となっております。

二枚目をお願いいたします。この資料では路線別の乗車人員を見ております。穂波地区の南廻り線、筑穂地区の米ノ山線及び内野線、飯塚地区二瀬幸袋線及び健康の森公園線で利用者が増加しております。また、穎田庄内上廻り線の利用者が減少しております。増加要因の主なものとしたしましては、筑豊地区におけます西鉄バス路線の撤退に伴いまして、代替交通手段としての利用の増加、また飯塚地区におきましては、コミュニティバスの認知度の向上における利用者の増加ではないかというふうに考えております。

以上簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告は終わりましたので、質疑を受けません。質疑はございませんか。

宮嶋委員

3ヶ年の実証運行が本年度で終わるわけですが、このように利用者も増加してきているところですが、来年度以降はどのようにされるのか、お聞きします。

総合政策課

質問者おっしゃいますように、今年が実証運行の最終年度というふうになっております。これまでの利用状況、あるいは市民の方からの声等を反映いたしまして、24年度以降につきま

しての運行方法等につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

毎年バス停を増設されたりとか、皆さんが利用しやすいように工夫をされてきているというふうに聞いておりますが、ぜひ今後も利用者である市民の皆さんの意見を十分聞かれて、もっとたくさんの方が乗れるような、大変でしょうけどもそういう工夫をぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

総合政策課

これまでも市民の方の声は多々聞いてきまして、100人が100人満足いただけるというのは非常に難しいところもございますが、極力そのような要望に応えるべく運行方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

明石委員

同じくコミュニティバスの件なんですけど、宮嶋議員と関連になると思いますけど、今回、私が選挙で回っている中で一番、筑穂地区ですけど、要望が多かったのは、コミュニティバスの見直しであります。表にもわかるように非常に筑穂地区は他の地区に比べては、あまり多くはないんじゃないかということでございます。まず今後のことのお話をされていますけど、私としてはできればタウンミーティングみたいな形でもいいし、旧筑穂町の自治会、老人会等の方たちと話をさせていただいて、どういうふうな路線がいいのか。これは、あくまでも旧筑穂町の話をしております。ほかの地区がどういう意見があるか、ちょっと私はわかりませんもので、いま現在はそういう考えを持っています。ぜひ地元の声聞いて、どういう廻り方がいいのか。そういうものを今年度中、来年4月から、これを廃止するわけにはいかないんでしょから、ぜひお願いしたいと思っております。それからもう1点ですけど、バスの運行表の件なんですけど、非常に見にくい。分りにくい。この意見が非常に多いです。考えてみますと、我々、車を運転する人は必要ないからあんまり見ないんですけど、高齢者のかたとか、そういう方は非常にそういうものを詳しく見たいんですけど、見方がわからないという声が非常に強いわけなんです。これはほんとに大変だと思いますけど、各地区の部分的な時間表がわかれば、運行表がわかれば非常にありがたいがなという声でございますもんで、ぜひそこんところも検討をひとつよろしくお願いいたします。

総合政策課

まず1点目でございますが、市民の方の声ということでございます。これにつきましてはアンケートもとっておりますし、バスの中でも市民の方の声を聞くシステムもつくっております。また、この運行計画なりを作成するのは地域公共交通協議会のほうで決定をしております。その中には、各地区から出ていただいております自治会長をはじめ、各委員の方もいらっしゃいますので、その方たちの意見も十分に反映したなかで今後もつくってきたいというふうに思っております。それともう1点の時刻表のことでございますけど、確かに全13路線を1枚に網羅するのは非常に大変なことございまして、質問者おっしゃいますように見づらいとの意見も出ております。そこで各路線ごとに集約しましたものを、路線ごとといいますが、旧町ごとぐらいにわけました分につきましては一部でそういうものを作成しまして、支所等で配付をさせていただいているところであります。

明石委員

私もちょっと知らない部分がありましたけど、各種団体の方たちの集まりでいろいろ検討しているということもございますけど、私が考えるのはちょっと違ましてですね、例えばここで地名を言っても非常におわかりにならない方が多いと思います。例えば、筑穂地区の長尾地区と内野や弥山とか桑曲とではぜんぜん条件が違うわけですね。こういうものの中で各自治会

の話を聞いていただければということをお願いしているわけです。それともう1つは、行政の方たちだけをお願いをするのではなくて、私も各自治会とか老人会の方たちの意見を聞きたいと思って、現在話しております。どういう廻りがいいのか、どういうふうに行きたいのか、どこに行きたいのか、こういうものをもっと具体的に検討する必要があるのではないかと、こう考えておりますもんで、そういう場合にもぜひ協力をお願いしたいと思っています。これは私の意見ですから、返答はいいです。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

3の路線別乗車人数についてお尋ねします。このグラフなんですけども、筑穂地区の米ノ山線、飯塚地区の二瀬幸袋線が2つ飛び抜けて平成22年度は伸びていますけども、筑穂地区の民間廃止のため伸びるといえるのは理解できるんですけども、こちらの二瀬幸袋線が伸びているっていうものの理由として、住民の方に周知がされたというふうにおっしゃられましたけれども、これは特にこの地域に周知が進んだ理由というのは何かあるんですか。

総合政策課

旧飯塚地区につきましては、平成21年度から初めてコミュニティバスの運行を開始いたしております。それで、21年度の時には、まだこちらのほうの周知の方法もまずかった点もあるかもしれませんが、あまり知られてなかったと。21年度、運行する中で市民の方々がコミュニティバスが走っているんだなというようなことでお知りになって、22年度は増加したものであるのではないかというふうに分析はしております。

永末委員

いまの答弁ですと二瀬幸袋線のみが伸びたというのの理由はちょっとわからないんですけども、もし何か心当たりとかありましたら、例えばこういったのがもしできるのであれば、他のところもそういったことができればどんどん利用者もふえていくんじゃないかと思ひまして、意見を述べさせてもらいました。

総合政策課

飯塚地区の二瀬幸袋線についてはある程度大きく伸びております。また健康の森公園線についても若干ではございますが伸びている状況でございます。今後も周知を図っていきながら利用者の増に対しましては対応していきたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市人権教育啓発実施計画について」報告を求めます。

人権同和政策課長

飯塚市人権教育・啓発実施計画についてご報告いたします。本計画は、平成12年に施行されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第5条の規定に基づき、昨年策定いたしました飯塚市人権教育・啓発基本指針の理念を具体化するものとして、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものであります。本計画の実施期間といたしましては、平成23年度から平成27年度までの5カ年としていますが、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、5年経過後に計画の評価を行いまして、その後の取り組みについて方向づけを行っていくこととしております。

内容といたしましては、第1章に策定の趣旨、第2章に課題達成のための方策といたしまして、同和問題をはじめとする女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、その他の様々な人権

問題について、それぞれ基本的な方向性、課題目標、課題達成のための方策について記載いたしております。巻末には関係法令等を資料として付けております。なお、本計画は23年3月に旧人権同和教育課において策定したものでありますが、議会への報告がなされておりましたので、人権同和政策課において本総務委員会に報告するものであります。以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告は終わりましたので質疑をします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。次に、「飯塚市中心市街地活性化基本計画案について」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

中心市街地活性化の取組につきましては、昨年3月に中心市街地活性化基本構想を作成したのち、外部検討組織であります飯塚市中心市街地活性化検討会議を昨年6月に設置し、基本計画案の作成協議をしましてまいりましたが、この程、飯塚市中心市街地活性化基本計画(素案)がまとまりましたので、報告するものでございます。お手元の資料の目次をご覧ください。

基本計画はここに掲げる12章で構成されます。第1章の「中心市街地の活性化に関する基本的な方針」では、飯塚市全体及び中心市街地の人口や産業などの現状分析、住民アンケート調査によるニーズの把握、飯塚市のまちづくりの方向性の確認などを行ったうえで、中心市街地の活性化に関する基本的方針を記載しております。

資料62ページをお願いいたします。まず、活性化の必要性でございますが、中心市街地は多くのまつりやイベントが開催されるなど、地域コミュニティが受け継がれ、文化や伝統などがはぐくまれた地域であります。近年の郊外店の相次ぐ出店や高等学校の郊外移転などにより中心市街地は疲弊の一途を辿っております。このような状況が続けば、近い将来まつりやイベントが中心市街地からなくなり、地域コミュニティが崩壊するとともに、「飯塚」がまちの魅力や特徴のない郊外型、ロードサイド型の商業施設に依存した地方都市のひとつとなるのが危惧されます。また、多くの市民は車がないと生活できない状況にあり、車がない人、高齢者、障がい者の方など多くの方の自立的な暮らしが失われつつありますので、歩いて暮らせる生活空間を確保していく必要があります。

63ページの活性化の方向性につきましては、中心拠点と地域拠点が機能的に連携した拠点連携型のまちづくりを目指し、まちなか居住や都市福祉施設の整備、市街地の整備改善、商業振興を一体的に推進し、コンパクトなまちづくりを行ってまいります。

65ページをお願いいたします。基本方針等につきましては、コンセプトを「子どもの笑顔、高齢者のなごみ、おもてなしの心が育む、コミュニケーションタウン～協働と思いやり、たくましさ、生きる力を学ぶまち～としております。基本方針は、「人が集い、交流する賑わいと憩いの場づくり」と「地域コミュニティを育み、誰もが住みやすい中心拠点づくり」としております。

続きまして、第2章の「中心市街地の位置及び区域」であります。67ページに記載しておりますように、JR新飯塚駅、JR飯塚駅、西鉄バスセンターを囲んだ地域を中心とした138.2haとしております。この区域の考え方ではありますが、括弧3に記載しておりますように、小売商業者や都市機能が相当程度集積し、市の中心としての役割を果たしている市街地であることや、現在の土地利用や商業活動の状況から、機能的な都市活動の確保や経済活力の維持に支障を生じる恐れがあると認められることなどの要件を満たした市街地である必要がありますので、飯塚地域、菰田地域、新飯塚地域を設定しております。

続きまして、第3章の「中心市街地の活性化の目標」であります。72ページをお願いいたします。先程説明しました基本方針に対応した目標を設定し、数値目標を掲げております。

「賑わいと憩いのあるまち」では中心市街地の歩行者通行量を、「安心して暮らせるまち」では中心市街地の居住人口をそれぞれ指標としまして、具体的な数値目標を掲げております。まず、中心市街地の歩行者通行量は、平成29年3月の目標を2万5500人としております。積算根拠を75ページに記載しておりますが、過去の歩行者通行量調査に基づき平成24年3月の通行量を2万5012人、平成29年3月の通行量を1万9914人と推計したうえで、現時点で検討しております活性化事業による歩行者の増加分5,586人を加算しまして、平成29年3月の歩行者通行量の目標を2万5500人としております。次に、中心市街地の居住人口は、平成29年1月の目標を5,169人としております。積算根拠としましては、過去の人口推移に基づき平成24年1月の人口を5,057人、平成29年1月の居住人口を4,860人と推計したうえで、活性化事業による居住人口の増加分309人を加算しまして、平成29年1月の居住人口の目標を5,169人としております。なお、ただいま申し上げた数字には、西鉄バスセンターの分を入れておりません。現在、西鉄と協議しておりますので、協議が整い次第、報告させていただきたいと考えております。

78ページ以降の第4章から第8章につきましては、12のハード事業と30のソフト事業を掲載しております。後ほど主な事業について説明させていただきます。

99ページをお願いいたします。第9章「第4章から第8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」につきましては、市役所や外部組織であります中心市街地活性化協議会の推進体制を記載しております。なお、中心市街地活性化協議会は7月設置の方向で、飯塚商工会議所及び飯塚都市開発株式会社と協議をしております。

101ページをお願いいたします。第10章「中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」につきましては、市の総合計画や都市計画マスタープランでの考え方を記載するとともに、都市機能の集積のための事業を再度掲載しております。なお、102ページの括弧2の都市計画手法の活用のところ、日付が一部空白になっておりますが、本基本計画の総理大臣認定申請の際には、準工業地域への大規模集客施設の立地を制限しておかなければなりませんので、特別用途地区の建築条例を本年度内に制定する必要があるということをご理解をお願いいたします。

105ページをお願いいたします。第11章「その他中心市街地の活性化のために必要な事項」につきましては、活性化事業の推進上の留意事項や都市計画との調和、福岡県との連携を記載しております。

107ページをお願いいたします。第12章「認定基準に適合していることの説明」につきましては、総理大臣認定のための3つの基準に適合していることの説明をしております。

続きまして、主な事業の概要を説明いたします。79ページをお願いいたします。資料の最後に別紙といたしまして、中心市街地活性化事業位置図を添付いたしておりますので、併せてご覧いただければと思います。西鉄飯塚バスセンター整備事業は、平成27年度事業完了を目指して隣接地を含んだところで、賑わいをもたらすような再開発を西鉄のほうに要望しております。現在、西日本鉄道(株)は、事業の確実性、採算性を考慮した中で、施設概要については商業、業務、公共公益施設などを検討しております。市に対しても、公共公益施設の床取得による入居の斡旋依頼がっております。市といたしましても、賑わいを創出するような施設となるよう関係機関への働きかけや床取得者への補助制度を検討しております。

次に、飯塚本町東地区整備事業、いわゆる本町火災跡地及び周辺整備事業でございますが、地権者やテナント入居者など関係者の方々と勉強会を開催し、整備検討地域6,740㎡において整備方針となるゾーニング案を作成しております。ゾーニング案については、居住ゾーン、商業ゾーン、交流ゾーンで構成しようとするものでございまして、防災道路、公園、商業施設、居住施設を盛り込み、子育てプラザの設置も計画しております。居住施設につきましては、81ページに記載しておりますように、分譲住宅の整備を考えておりまして、高齢者をはじめ

多世代にわたる方々を対象とした住宅を計画しております。なお、県内のデベロッパーに対し、事業参画の意向調査を行った結果、参画を希望する企業が6社ありましたので、地元の協議状況について情報提供をしているところであります。いずれにしましても、この地域の整備事業につきましても、地元の熱意と協力が不可欠であることから、永楽町商店街及び飯塚本町火災被災者の会、それぞれで会議が4月中旬に開かれ、整備方針への基本的合意を得ております。また、その後、地権者やテナントの方などを対象に、職員が一人ひとりを訪問し、整備後の意向を確認しております。また、これらの整備を図るうえで、土地区画整理事業による土地の整理を行う必要がありますので、市施行で実施することで考えております。なお、この事業は基本計画の核となる事業であり、事業の確実性をより高めたいという観点から基本計画に掲載する必要があります。そのため、早速6月議会で一部の予算をお願いしていきたいと考えております。

80ページをお願いいたします。市道新飯塚・潤野線の拡幅事業でございますが、昭和通りからよかもん通り、公設市場横でございます、までの延長約140mの拡幅工事を火災跡地及び周辺整備の土地区画整理事業と一体的に施行する計画にしております。次に、都市計画道路新飯塚・潤野線の新設事業でございますが、昭和通りから国道211号線東町橋を結ぶ道路の新設であり、現在県と協議をしております。次に、中心市街地内の回遊性を高める事業といたしまして、飯塚緑道整備事業や新飯塚地区歩行者空間整備事業を検討しております。地元関係者等との協議調整などを行いながら、事業計画を作成したいと考えております。

83ページをお願いいたします。ダイマル跡地整備事業は、コミュニティビルとして再生し中心市街地活性化に寄与したいという方が本年7月にまちづくり会社を立ち上げ、8月までに耐震診断を行う予定になっております。耐震診断後、事業性が担保されれば、土地建物の取得に向けた動きになってまいります。市といたしましては、コミュニティビルとして再生されれば、1階部分を取得し、まちなか交流・健康ひろばや多目的広場などを設置する計画で、関係課と協議を行っております。なお、根抵当権が設定されている問題につきましては、法的な措置について顧問弁護士に相談をしているところであります。

87ページをお願いいたします。表の真ん中の事業名を空欄にしているところですが、街なか居住促進のため、国土交通省の優良建築物等整備事業補助金、これは建築物の共用部分に対して費用の2/3を市が補助する場合に、国がその補助額の半分を市に補助するというものですが、これを活用したいと考えておりますので、市報等で周知に努めてまいります。もし、民間事業者から活用の申し出があれば、内容を関係機関とも審査したうえで活性化事業に盛り込んでいきたいと考えております。次に、その下の、街なか定住促進支援事業は、優良建築物等整備事業等によって整備された住宅の購入や賃借に対して補助を行うものであります。購入者へは一定期間の固定資産税相当額の補助、賃借人には大学関係者、医療関係者、誘致企業関係者を対象として一定期間の家賃補助を検討しております。

89ページから97ページにかけては、商業の活性化のための事業を掲載しております。今後関係者と事業内容を詰めていきたいと考えております。各事業の説明は省略させていただきます。98ページをお願いいたします。公共交通機関の利便性の増進では、中心市街地を循環する循環バスの社会実証運行を計画しております。

次に、現時点での総事業費、あくまでも概算の概算ということでご理解いただきたいと思います。民間事業者施行分を含め、約120億円を見込んでおります。今後関係者と協議を進めていく中で事業費の変更は出てまいります。現段階の試算では、約120億円の内訳として、市の実質負担額約26億円、国補助約42億円、県約25億円、民間約27億円というふうに試算いたしております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本基本計画素案を7月に設置予定の中心市街地活性化協議会に提出し、意見聴取を行い、平成24年1月の総理大臣認定申請を行います。勿論、議会に対しましては、活性化事業の協議進捗状況や活性化協議会での審議状況などを機

会あるごとに報告し、ご意見をいただきながら基本計画を策定してまいりますので、よろしく
お願いいたします。以上で報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑をします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。次に、「東日本大
震災に係る飯塚市の支援状況等について」報告を求めます。

総務課長

お手元にお配りしております平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)にかかわり
ます飯塚市の支援状況についての資料をお願いします。内容としましては、震災の概要及び時
系列的な市の対応、及び市の支援策と救済制度について記載させていただいております。
1ページでございますけれども、震災の概要につきましては新聞報道等でご存じだと思いますの
で、1ページの説明は割愛させていただきます。

2ページでございます。2ページにつきましては、震災に関わります飯塚市の対応について
時系列的に記載させていただいております。地震が発生しました3月11日から3月13日に
かけまして、情報収集にあたりまして3月12日の午前10時に部長会議を開催させていただ
いております。主だったものについて説明させていただきます。3月14日の月曜日、13時
00分というところに表記しておりますように、14日より義援金の募金を市内18カ所に設置
しております。それから3月17日の16時になりますけれども、部長会議を開催しまして、
当時の名称でございますけれども東北地方太平洋沖地震飯塚市支援対策本部を翌日の18日に
設置することといたしまして、支援の内容としましては、まず義援金の集約、救援物資の支援、
人的支援という三本立てを基本に支援をしていくということを決しております。決定に従い
まして、翌月の18日より市役所本庁保護課によりまして、救援物資の提供の受け付けを開始
いたしております。それから一番下になりますけれども、3月28日の13時には、これは後ほ
ど支援のほうで説明させていただきますけれども、被災地支援派遣としまして下水道課の技術職
員を4月5日まで3名、被災地のほうに派遣いたしております。

3ページになりまして、3月11日には平成22年度予算として飯塚市としての義務金を
1500万円支出することを決定いたしまして、日赤のほうに送金しております。先ほど言
いましたけれども、4月1日付けで正式な国の震災の名称が決定しております。当初の東北地方
太平洋沖地震という名称から東日本大震災という名称に決定しております関係で、本部の名称
を東日本大震災飯塚市支援本部というような改名をしております。4月25日になりまして、
先ほど説明しました技術職の派遣が帰庁しております。報告会等を開催させていただいて
おります。それから4月22日の13時には物資の供給を受けまして、集約できました救援物資を
福島県の相馬市のほうへ搬送しております。4月30日に決定しました以降、土日、祝日につ
きましても支援窓口、義援金、物資の受け付け等を開設してございましたものを、土日の祝日の
窓口については4月をもって終了しております。一番下になりますけれども、5月22日に被
災地支援の派遣として、課税課の職員他9名を、現在進行中でございますけれども、6月
22日まで派遣することとしております。

次の4ページをお願いします。ここに記載しておりますのが、市の具体的な支援体制でござ
います。まず1の被災地に対する支援策としましては、先ほど本部会議で決定した内容でござ
います。括弧書きで義援金の支援、中段にきまして物資の支援、一番下の人的な支援という
3本立てで標記させていただいております。まず義援金の支援にかかります、(1)の義援金
の募集受付の業務でございますけれども、受付を3月24日から開始しまして、先ほども言
いましたように、4月中は土日、祝日も含めた受付を行っております。受付場所としましては、
市内18カ所、標記のとおりでございます。で標記していますとおり5月20日現在で

5960万円ほどの募金が集約できております。(2)では先ほど説明しましたが、平成23年3月31日付けで飯塚市としての義援金を1500万円、日赤本社のほうへ送金させていただいております。物資の支援でございますけれども、(3)で受付を で標記しておりますとおり3月18日から開設しまして、これは情報の提供だけですね、その下に標記しておりますとおり4月4日から、その情報をもとに物資の提供を受け付けまして、130件ほどの で標記しておりますような物資の提供がっております。それを受けまして、(4)で記載しておりますとおり4月22日から4月25日にかけて、市の職員によりまして、福島県の相馬市のほうへ輸送を行っております。最後の人的な支援でございますが、職員派遣につきましては で宮城県から福岡県への要請に基づきまして、3月28日から4月5日まで上下水道局下水道課の職員を3名、宮城県の亘理町と白石市のほうに、内容としましては下水道施設およびマンホール等の被害の一次調査のために派遣を行っております。

5ページにいきまして、 でございます。市長会からの要請に基づきます派遣としまして、いま進行中でございますけれども、5月22日から今月の6月22日まで3名3班体制、計9名の職員を仙台市の太白区のほうに派遣いたしております。業務の内容としましては、被災に係ります建物の被害調査等でございます。それから でございます。これは厚生労働省からの要請によりまして派遣でございまして、今度の日曜日から6月13日までの期間、保健師2名を宮城県の石巻市に派遣しようとするものでございます。内容としましては避難所の巡回、家庭訪問等によりまして被災者の健康管理等でございます。それから2に行きまして、被災地から飯塚市へ避難された方の支援でございますけれども、表に記載しておりますとおり、9件の相談がっております。いろいろ出入りがありまして現在の避難世帯を列に標記しておりますように、現段階で飯塚市に避難在住されてある世帯につきましては、5世帯8名という状況でございます。それから市営住宅等の提供につきましては、市営住宅で10戸、市立病院の職員宿舎で5戸の提供を予定しておりますけれども、現在のところ入居はあっておりません。

最後に6ページになりますが、これにつきましては本市が被害に遭ったときに準じまして、各種料金等の減免救済制度を表しております。内容の一番右の列に現在の金額を表記しておりますけれども、被災された方が飯塚に来られたケースが5世帯8名とまだ少ないことから、金額的には大きな数字は上がっておりません。以上簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

報告は終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「市県民税変更決定処分取消請求事件について」報告を求めます。

課税課長

市県民税変更決定処分取消請求事件についてご報告申し上げます。平成23年4月18日付けで市内宮町在住の市民の方から福岡地方裁判所に訴えの提起がなされまして、平成23年4月26日付けで訴状及び第一回口頭弁論記述呼び出し状が本市の送達をされております。市といたしましては、顧問弁護士であります井上弁護士を代理人といたしまして、応訴することといたしました。訴訟の概要につきましては、平成19年3月14日付けで税務署が行った平成16、17、18年度の更正決定に対し、原告がその取消しを求め訴訟を提起していましたが、平成22年7月2日に最高裁決定により額が確定いたしました。このことを受け、市は地方税法第17条の6第3項の規定に基づき、平成22年8月23日付けで市県民税の変更決定処分を行ったところでございます。原告がこの変更決定処分が法令違反であり、無効であるとして、処分の取消しを求めている訴訟でございます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上もちまして総務委員会を閉会いたします。